

令和2年度

子育て世帯への臨時特別給付金の給付について

このたび、令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する」こととされました。

それを受けて、安平町でも、支給対象者の皆様に本給付金の支給を開始します。

支給対象者

①令和2年3月31日時点で安平町に居住していた令和2年4月分の児童手当受給者（公務員含む）。

※令和2年4月分の特例給付受給者（平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方）は対象になりません。

②児童が4月から新高校1年生となった、令和2年2月29日時点で安平町に居住していた児童手当受給者（公務員含む）。

※令和2年3月分の特例給付受給者（平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方）は対象になりません。

申請について

①公務員以外の児童手当受給者

本給付金の支給を受ける方は、特に申請等の手続きは必要ありません。

②公務員の児童手当受給者

公務員の児童手当受給者の方については、申請が必要となります。

申請書に所属庁からの証明が必要となりますので、児童手当現況届と併せて所属庁に提出し、所属庁の証明を受けた上で、安平町へ申請してください。

なお、申請期限は令和2年10月30日(金)までとなります。申請書の様式は安平町ホームページに掲載しております。



支給方法

①公務員以外の児童手当受給者

令和2年6月5日の児童手当定期支給と同日に本給付金の支給手続きに入らせていただきます。支給については、児童手当で指定されている口座に振り込まさせていただきます。

②公務員の児童手当受給者

安平町で申請書受付後、申請書で指定された口座へ振込させていただきます。



問合せ

健康福祉課福祉グループ ☎ 7071